

総 財 公 第 9 号  
平成 28 年 1 月 26 日

各都道府県企業管理者  
各都道府県総務部長（市町村担当課扱い）  
各指定都市企業管理者

} 殿

総務省自治財政局公営企業課長

平成 28 年度優良地方公営企業総務大臣表彰について（依頼）

総務省では、地方公営企業関係者の健全経営の取組の労に報い、その功績を讃え、他の地方公営企業の模範となることを目的に、優良地方公営企業総務大臣表彰を実施しております。平成 28 年度は、平成 28 年 7 月下旬に実施を予定しております。

つきましては、地方公営企業を推薦する場合は、下記により、別添の応募様式を調製の上、提出いただきますようお願いいたします。なお、当年度以降の表彰に関し、推薦の対象となる公営企業にかかる基準を一部改正しておりますので、下記 1. についてご確認くださいようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村及び企業団等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1. 推薦の対象となる公営企業

優良地方公営企業表彰規程（別紙 1）及び優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について（別紙 2）に記載の基準を満たす地方公営企業（ただし、病院事業を除く。）

2. 応募様式の提出方法

推薦等に係る留意事項（別紙 3）記載のとおり

3. 応募様式の提出期限

平成 28 年 3 月 31 日（木）厳守

【問い合わせ先】

総務省自治財政局公営企業課経営企画係

担当者：遠部・中井

E-mail：koueityousa@soumu. go. jp

TEL：03-5253-5634

平成28年度 優良地方公営企業総務大臣表彰応募様式(自薦用)

(団体名) \_\_\_\_\_ (事業名) \_\_\_\_\_  
(担当者氏名) \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_  
(メールアドレス) \_\_\_\_\_

平成28年3月1日時点の状況について記載ください。また、必要に応じてシートを追加したり補足資料を添付していただいて構いません。  
なお、ご記載いただいた内容は公表を予定している点、予めご了承ください。

I. 公営企業の概要

--

(注) 1. 事業内容、主要施設、供給能力及び範囲等を図や表も用いて記載ください。  
2. 主要施設の写真を必ず添付ください。

II. 公営企業の沿革

年 月 日	事 項

(注) 1. 事業の開始年月日、地方公営企業法適用年月日(法適用の場合)、主要な建設改良事業等を記載ください。  
2. Vにて記載いただく事例についても記載ください。

III. 応募理由

① 経営の健全性について

--

② 他の公営企業等の模範となる経営及び運営について

--

③ 地域における公共の福祉の増進について

--

IV. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第1号関係

(前提)法適用状況

法適用の有無

①経常損益又は収益的収支比率の状況(金額単位:百万円)

	22年度(参考)	23年度(参考)	24年度(参考)	25年度(参考)	26年度	27年度見込
経常損益						
(参考)当年度純損益						

②財政健全化法に定める資金の不足額の状況(単位:百万円)

	22年度(参考)	23年度(参考)	24年度(参考)	25年度(参考)	26年度	27年度見込
資金不足額						

(法適用の場合のみ)

③累積欠損金の状況(単位:百万円)

	22年度(参考)	23年度(参考)	24年度(参考)	25年度(参考)	26年度	27年度見込
累積欠損金						

V. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第2号関係

以下の①から⑨について、事例の概要、導入の経緯、体制、目的、定性的な効果、定量的な効果(金額等)及び今後の取組等を図や表も用いて記載ください。該当する事例がなければ該当なしと記載ください。

①経営戦略を策定し、その達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例

②ストックマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例

③企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例

④情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例

⑤事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例

⑥PFI事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例

⑦人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例

⑧地方公営企業法を適用(財務規定等のみの適用を含む。)し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例

⑨その他（①から⑧以外に取組があればご記載ください）

平成28年度 優良地方公営企業総務大臣表彰応募様式(他薦用)

○推薦者 (団体名)	○推薦する地方公営企業等 (団体名)	(事業名)
(担当者氏名)	(担当者氏名)	
(電話番号)	(電話番号)	
(メールアドレス)	(メールアドレス)	

平成28年3月1日時点の状況について記載ください。また、必要に応じてシートを追加したり補足資料を添付していただいて構いません。  
なお、ご記載いただいた内容は公表を予定している点、予めご了解ください。

I. 公営企業の概要

--

(注) 1. 事業内容、主要施設、供給能力及び範囲等を図や表も用いて記載ください。  
2. 主要施設の写真を必ず添付ください。

II. 公営企業の沿革

年 月 日	事 項

(注) 1. 事業の開始年月日、地方公営企業法適用年月日(法適用の場合)、主要な建設改良事業等に記載ください。  
2. Vにて記載いただく事例についても記載ください。

III. 応募理由

①経営の健全性について

--

②他の公営企業等の模範となる経営及び運営について

--

③地域における公共の福祉の増進について

--

IV. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第1号関係

(前提)法適用状況

法適用の有無

①経常損益又は収益的収支比率の状況(金額単位:百万円)

	22年度(参考)	23年度(参考)	24年度(参考)	25年度(参考)	26年度	27年度見込
経常損益						
(参考)当年度純損益						

②財政健全化法に定める資金の不足額の状況(単位:百万円)

	22年度(参考)	23年度(参考)	24年度(参考)	25年度(参考)	26年度	27年度見込
資金不足額						

(法適用の場合のみ)

③累積欠損金の状況(単位:百万円)

	22年度(参考)	23年度(参考)	24年度(参考)	25年度(参考)	26年度	27年度見込
累積欠損金						

V. 優良地方公営企業表彰規程第3条第1項第2号関係

以下の①から⑨について、事例の概要、導入の経緯、体制、目的、定性的な効果、定量的な効果(金額等)及び今後の取組等を図や表も用いて記載ください。該当する事例がなければ該当なしと記載ください。

①経営戦略を策定し、その達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例

②ストックマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例

③企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例

④情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例

⑤事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例

⑥PFI事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例

⑦人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例

⑧地方公営企業法を適用(財務規定等のみの適用を含む。)し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例

⑨その他（①から⑧以外に取組があればご記載ください）

## 優良地方公営企業表彰規程

(趣旨)

第1条 優良地方公営企業の表彰は、この規程の定めるところにより行う。

(表彰権者)

第2条 表彰は、総務大臣（以下「大臣」という。）が行う。

(表彰基準)

第3条 大臣は、地方公共団体が設置する地方公営企業法を適用（財務規定等のみの適用を含む。以下同じ。）している地方公営企業（平成32年4月までに地方公営企業法を適用する予定のものを含む。）であって次の各号の全てに該当するものを表彰する。ただし、病院事業を除く。また、表彰を受けた地方公営企業は、原則として10年以内は再び表彰を受けることはできないものとする。

- 一 経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業
- 二 他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業
- 三 地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業

2 前項に規定するもののほか、表彰の基準に関する詳細は、総務省が別に定めるものとする。

(表彰審査会)

第4条 総務省に、地方公営企業大臣表彰審査会（以下「大臣表彰審査会」という。）を置く。

2 大臣表彰を行うに際しては、大臣表彰審査会に付議して行う。

3 大臣表彰審査会への付議は、やむを得ない事情があるときは持ち回りにより行うことができる。

4 大臣表彰審査会の委員は、次に掲げる者とし、総務事務次官をもって委員長とする。

- 一 総務事務次官
- 二 自治財政局長
- 三 大臣官房審議官（公営企業担当）
- 四 自治財政局公営企業課長
- 五 自治財政局公営企業経営室長
- 六 自治財政局準公営企業室長

5 大臣表彰審査会の委員は、審査を行う際に、有識者の意見を聴取することができる。

(推薦及び応募方法)

第5条 都道府県及び大臣が指定する団体は、第3条の表彰基準に該当する地方公営企業のうち、大臣表彰にふさわしいものを推薦することができる。

2 第3条の表彰基準に該当し大臣表彰を希望する地方公営企業は、応募することができる。

3 推薦及び応募に際しては、総務省が別に定める功績調書を指定する日までに提出すること。

(表彰方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(表彰時期)

第7条 表彰は原則として毎年7月に行う。ただし、特別な事情があるときはこの限りではない。

附則

この規程は、平成26年1月18日から施行する。

附則

この規程は、平成28年1月26日から施行する。

## 総務大臣の指定する団体について

優良地方公営企業表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」として、以下の団体を指定しています。

公益社団法人 日本水道協会  
全国簡易水道協議会  
一般社団法人 日本工業用水道協会  
一般社団法人 公営交通事業協会  
公営電気事業経営者会議  
一般社団法人 日本地下鉄協会  
一般社団法人 日本ガス協会  
公益社団法人 日本下水道協会  
地方共同法人 日本下水道事業団

## 優良地方公営企業表彰規程に定める表彰基準について

優良地方公営企業表彰規程（以下「表彰規程」という。）第 3 条第 2 項に定める表彰の基準に関する詳細は、次のとおりとする。

1. 表彰規程第 3 条第 1 項第 1 号における「経営努力がなされた結果、経営の健全性が確保されている地方公営企業」とは、地方公営企業法を適用（財務規定等のみを適用を含む。以下同じ。）している地方公営企業については、原則として①、③及び④の全てに該当する地方公営企業であり、平成 32 年 4 月までに地方公営企業法を適用する予定の地方公営企業については、原則として②及び③に該当する地方公営企業であること。

- ① 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における損益計算書上の経常損益において利益を計上していること。
- ② 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における収益的収支比率が 100% 以上であること。
- ③ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条第 2 号ロに定める資金の不足額がないこと。
- ④ 表彰年度の前年度の決算見込及び前々年度の決算における貸借対照表において累積欠損金がないこと。

2. 表彰規程第 3 条第 1 項第 2 号における「他の地方公営企業の模範となる経営及び運営が行われている地方公営企業」とは、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 26 年 8 月 29 日総財公第 107 号、総財管第 73 号、総財準第 83 号）」、「公営企業会計の適用の推進について（平成 27 年 1 月 27 日総財公第 18 号）」及びその他の政府の方針を踏まえて経営改革を行っている地方公営企業であること。経営改革の具体例については、以下のとおりとする。

- ① 経営戦略を策定し、その達成度を評価分析し、評価結果を予算編成や定員管理等に反映している事例
- ② スtockマネジメントの実施や施設の統廃合等により、施設の維持管理及び更新の最適化に取り組んでいる事例
- ③ 企業債残高の管理や料金改定等により、経営の健全化に取り組んでいる事例
- ④ 情報公開を積極的に行い、住民の意見を経営に反映できる仕組みを導入する等、住民の理解や協力が得られる環境を整備し、サービスの向上に繋げている事例
- ⑤ 事業の広域化や統合等により組織の効率化に取り組んでいる事例
- ⑥ PFI 事業、指定管理者制度、包括的民間委託等の民間的経営手法の導入により経営の効率化に取り組んでいる事例
- ⑦ 人材の育成に努め、個々の職員の能力を組織体としての経営能力の向上に結びつけている事例
- ⑧ 地方公営企業法を適用し、自らの経営・資産を正確に把握することにより、経営基盤

の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいる事例

3. 表彰規程第3条第1項第3号における「地域において公共の福祉を増進するために運営されている地方公営企業」とは、企業の経済性の発揮や経営が良好であるだけでなく地域住民に対して将来にわたり必要不可欠なサービスを継続して提供している地方公営企業であること。
4. その他選考においては、以下の点を勘案する。
  - ① 特殊勤務手当等諸手当について、制度の趣旨に合致しないものや不適正な支給を行っていないか。
  - ② 級別職務分類表に適合しない級への格付けその他実質的にこれと同一の結果となる不適正な給与制度・運用を行っていないか。
  - ③ 技能労務職員等の給与について、民間給与水準の調査・比較結果を踏まえ、適正な給与制度・運用を行っているか。

## 推薦等に係る留意事項

### 1. 提出方法

#### (1) 都道府県（市町村担当課等）による他薦

都道府県（市町村担当課等）は、都道府県内の指定都市を除く市町村が設置する地方公営企業を推薦する場合、当該地方公営企業を設置する市町村と調整の上、応募様式（エクセルファイル）に必要事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、他薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。

#### (2) 都道府県及び指定都市による自薦

都道府県及び指定都市が設置する地方公営企業が応募する場合、応募様式に必要事項を記載し、下記アドレスあてメールにより御提出ください。なお、自薦の該当がない場合においても、その旨御連絡願います。

#### (3) 市町村による自薦

市町村が設置する地方公営企業が応募する場合、関係都道府県（市町村担当課等）を経由して応募様式を御提出ください。

#### (4) 大臣が指定する団体による他薦

表彰規程第5条第1項の「大臣が指定する団体」が、都道府県又は指定都市が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該都道府県又は当該指定都市と調整することとしており、また、市町村が設置する地方公営企業を推薦する際は、当該市町村に加えて、当該市町村が属する都道府県（市町村担当課等）とも調整することとしていることから、「大臣が指定する団体」から係る連絡を受けた際は、御対応願います。

#### (5) 応募様式提出先

総務省自治財政局公営企業課経営企画係

担当：遠部、中井

E-mail : koueityousa@soumu.go.jp

### 2. その他

#### (1) 応募様式の記載に当たっての留意事項

応募様式に記載する取組事例の効果については、具体的な数値を用いて御記載ください。

#### (2) 応募様式の公表について

応募様式の内容は総務省のホームページでの公表を予定しています。

#### (3) 表彰式への出席に伴う旅費について

表彰式への出席に係る旅費については、各出席者において御負担ください。

#### (4) 病院事業について

病院事業は表彰の対象外となります。